D　当該年度の自動車取得税交付金の算定に用いる当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

E　当該年度の自動車取得税交付金の算定に用いる当該市町村が管理する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

第五条第七項及び第八項、第六条、第七条並びに第八条中「減収補てん特例交付金」を「減収補塡特例交付金」に、「あん分」を「按分」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の地方特例交付金から適用する。

○総務省令第百十六号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月五日　総務大臣　片山　善博

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号の表中「二一、九九二」を「九、〇六三」に、「一一、八四四」を「五、六六〇」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　当該道府県の控除前財源不足額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定によって算定した基準財政需要額から同法附則第六条の三第一項第一号に掲げる額を控除した額が同法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下同じ。）に当該道府県の次のイからハまでに掲げる数値を合算したものの三分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「補正指数」という。）に別表第一のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二四〇五を乗じて得た率を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九八〇六九五六を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）

イ　平成二十二年度における地方交付税法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によって算定した当該年度の基準財政収入額

ロ　平成二十一年度における地方交付税法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によって算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

ハ　平成二十年度における地方交付税法第十四条の規定によって算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によって算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

第一条第一項第三号中「財政力指数」を「補正指数」に、「〇・一一五九」を「〇・一五六五」に、「整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。」を「五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。」に、「一・〇一六六八二」を「〇・九九三九六〇六」に改め、同条第二項中「二兆二千三百三十四億円」を「二兆七千六百三十四億円」に改め、同条第三項中「九千七百二十億円」を「一兆四千二百六十六億円」に改める。

第二条中「一・〇一〇〇五三五」を「〇・九九八〇一七六」に、「一・〇〇一一八四二」を「〇・九九二七九一三」に改める。

第三条第一項算式の符号C中「第2項から第7項まで」を「第2項から第8項まで」に改め、同条第二項中「分別又はあん分、当該分別又はあん分した数値」を「分別又は按分、当該分別又は按分した数値」に改め、同条第三項中「あん分」を「按分」に、「一・〇〇一六六八二」を「〇・九九二七九一三」に改め、同条第五項中「控除前財源不足額に」の下に「第七項に規定する」を加え、「合併市町村の財政力指数」を「補正指数」に、「財政力指数」を「補正指数」に、「〇・一一五九」を「〇・一五六五」に、「整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。」を「五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。」に、「一・〇〇二一八四二」を「〇・九九三九六七一」を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。」に改め、同条第六項中「第十条第三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同条第七項中「前二項」を「前三項」に、「九千七百二十億円」を「一兆四千二百六十六億円」に改め、同項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第三号までに掲げる数値（ただし、平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項の市町村の合併（以下「適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあっては、第一条第一項第二号のイからハまでに掲げる数値、平成二十一年四月二日から平成二十二年四月一日までに行われた適用合併に係る合併関係市町村にあっては、次の第一号並びに第一条第一項第二号のロ及びハに掲げる数値、平成二十年四月二日から平成二十一年四月一日までに行われた適用合併に係る合併関係市町村にあっては、次の第一号及び第二号並びに第一条第一項第二号のハに掲げる数値）を合算したものの三分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

一　平成二十二年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百十四号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十二年普通交付税省令」という。）第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を平成二十二年普通交付税省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十二年普通交付税省令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　平成二十一年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第七十七号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十一年普通交付税省令」という。）第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を平成二十一年普通交付税省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十一年普通交付税省令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三　平成二十年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第七十八号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十年普通交付税省令」という。）第五十条の規定によって算定した基準財政収入額を平成二十年普通交付税省令第四十九条の十四第八項の規定により読み替えられた平成二十年普通交付税省令第四十九条の規定によって算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第四条中「あん分」を「按分」に改める。

第五条中「附則第六条の二」を「附則第六条の三」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。